令和６年度磯城郡水道企業団水道事業会計資金不足比率について

奈良県広域水道企業団

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和６年度磯城郡水道企業団水道事業会計における資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会定例会へ報告しましたので、その内容について次のとおり公表します。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
磯城郡水道企業団水道事業会計	－	２０％

※　表中資金不足比率の欄の「－」表示は資金の不足額が生じていないことを示す。